

開港と貿易

I、ペリー艦隊の出現

- (1) 1853年7月8日 (嘉永6年6月3日) 浦賀沖に停泊
2隻の蒸気船 (船も装備も世界最高レベル) と2隻の帆船
大西洋～喜望峰まわり。上海・琉球・小笠原経由で浦賀へ、



マシュー・C・ペリー

(2) マシュー＝ペリー (1794～1858)

アメリカ海軍の近代化を進める (「蒸気船の父」)
メキシコ戦争などの司令官

琉球 (→1854年琉米和親条約を強要)・小笠原の領有を検討・台湾の領有も具申。

(3) ペリーの論理…「砲艦外交」と「万国公法」

浦賀奉行所の役人＝「道理」と「西洋知識」
→幕府中枢の判断で久里浜で国書を受領

II、ペリーと幕末の日本

(1) ペリー来航で見えてしまったこと

- ① 軍事力の圧倒的な差＝強い「屈辱感」
- ② 有効な対応ができない幕府への不信感
→ ナショナリズムの高まり (=攘夷論)
→ 天皇への期待 (=尊王論)
- ③ いまの「幕藩体制」では対応できない。
→ 「日本はまともならねばならない」との自覚
→ 公議政体論の登場

ペリー来航で見えてしまったこと

- 軍事力の圧倒的な差の自覚**
→ 「緊張感」もし、伊豆大島をアメリカが占拠したら…
→ 強い「屈辱感」を抱く
- 有効な対応ができない幕府 (→実は日本自体) への不信感**
→ ナショナリズムの高まり (=攘夷論)
→ 天皇への期待 (=尊王論)
- いまの「幕藩体制」では国難に対応できないとの自覚**
→ オールジャパン体制の確立への要請
→ 公議政体論＝雄藩連合・・・
- 幕府だけ、武士だけの問題でない国民的課題との自覚**
→ 下級武士や豪農商らの志士の活発化、「草莽崛起論」

(2) 幕末・日本のつよみ＝「勝てない」というリアルな自覚

- ① 事態の深刻さを客観的にとらえ、対応できる人々の存在
- ② 蘭学・海外情報の蓄積・国際感覚を持った官僚・知識人・当事者能力の広がり
→ 「アヘン戦争」などに対する知識の広がり 薪水給与令
- ③ 情報網の整備＝全国への伝播、瓦版などのメディア。国民的課題として受容

III、各国との間の交渉

(1) ペリーの要求

- ① 難破船の乗員救出、石炭・食糧・水などの供給、そのための入港を要求、
→ 幕府、薪水給与令 (燃料や飲料水・食料を無償で供給し退去させる) の枠組みでの対応
- ② 通商要求は拒否、一方的最恵国待遇の承認、領事裁判権は「玉虫色」の決着

(2) 日米和親条約 (神奈川条約) の基本的内容

- ① 燃料・食料の実費での購入を認める、② 下田箱館の開港、③ 一方的最恵国待遇の明記
- ④ 領事の駐在を認める

※「日本とアメリカの心は一つ」

(2) ロシア・プチャーチンの来港

- ① 友好的な交渉態度、他方で一方的最恵国待遇の承認
「不要不急の物が輸入され、日本の大切な物資が輸出される。」(川路)
- ② クリミア戦争と日本
英仏連合軍の海軍基地となった箱館



- (3) 日英和親条約…イギリスの要求を巧みにかわす
→アメリカと同一内容の条約の締結で合意

(4) ロシアとの交渉

- ① 国境をめぐる課題

欧米ルールとしての主権国家体制

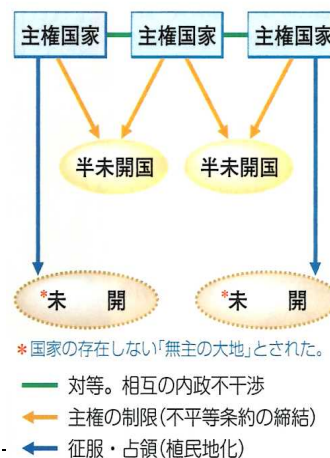
主権国家 (16~17世紀に成立) …①明確な国境、②国民、
③他から介入を受けない統治権を持つ国家

主権国家体制 (1648ウエストファリア条約をきっかけに成立)

① 基本は対等な主権国家 (実際は欧米キリスト教「文明」国) 間の国際秩序

② 生命・財産・自由を保障しうる十分の法をもたない国
= 「半未開」国⇒**不平等条約**の対象

③ 国家の存在を認めない「未開」の地⇒「無主の地」
= **植民地**の対象



- ② 「先取の権」の存在

ロシア→クシュンコタン占拠 (53~54)

日本→蝦夷地のアイヌの髪型を日本風に

- ③ 「日露和親条約」

国際友好…安政地震と「戸田丸」

国境交渉…択捉・ウルップ間、サハリン(樺太)は雑居の地
双務的領事裁判権の承認



- (5) 日蘭和親条約…オランダ人は出島から解放される。

出島貿易の再定義→なし崩しでの貿易開始

IV、通商条約 (= 「開港」) 交渉と日本

(1) 総領事ハリスの登場

- ① 「イギリス脅威論」とアメリカ友好国論と、幕府の受諾方向

- ② 開港をめぐる対立

勘定奉行の「ぶらかし策」と目付らの「積極的開国論」、

徳川齊昭の取り込み

天皇の勅許要請 = オールジャパンでの対応をめざす → 孝明天皇の拒絶

大老井伊直弼、勅許なしでの条約調印に踏み切る

→ 尊皇攘夷運動の沸騰

(2) 日米修好通商条約の内容

- ① 神奈川(横浜)、長崎、新潟、兵庫(神戸)の開港、江戸・大坂の開市、横浜などで貿易開始
- ② 自由貿易(数量などの制限を設けない)・協定関税(関税自主権がない)
- ③ 一方的領事裁判権(治外法権)

→イギリス・フランス・ロシア・オランダとも締結(安政の五カ国条約)

(2) 平等な条約は可能なのか

① 領事裁判権を拒むことはできたのか?

→領事裁判権の問題事例 ①ノルマントン号事件 ②民事訴訟での領事裁判権

ノルマントン号事件(1886(明治19)年)イギリス船ノルマントン号が難破、イギリス人などの乗組員だけが脱出し日本人乗客などは死亡。イギリス領事はいったん全員に無罪判決をだすが、日本政府も船長らの出国を差止、再度の領事裁判で有罪となった事件

→不平等条約を平等な内容に変えること(条約改正)は日本がほかの欧米先進国と同程度の政治・社会・文化・経済などを実現した「文明国」になることが条件となる。

→不平等条約は江戸幕府の失策とはいえない。

② がんばった担当者たち

- ・関税自主権がないが協定関税。高い関税水準で決定→イギリス反発(1864改税約書に)
- ・京都の開市と、外国人の日本国内の旅行や居住の自由(「内地雑居」)を断固拒否する
 - 外国商人の国内侵入による経済構造再編を防ぎ、トラブルを防止する
 - その結果、小規模な植民地「居留地(「租界」)」を認める羽目に

(3) 開港をめぐる最大の問題点=日本の総意として、日本全体の合意の上に結ばなかったこと

「破約攘夷」論=「この条約は、外国の力に押しきられた不当で屈辱的なもの。勅許という手続きができていない。いったん条約を破棄し、再度交渉して、条約を結び直そう」→条約改正論

V、貿易の開始

(1) 「開港」をまつ世界・

① 産業革命(18世紀後半～)

工業製品の売り場(市場)と原料の供給地を求め世界へ
植民地(農業地帯→鉱物資源獲得目的へ)・不平等条約強要

② 海上進出のための拠点としての港の争奪戦の激化

③ 再分割競争へ(20世紀)

19世紀後半以降、植民地をめぐるプレイヤーの増加(米・独など)

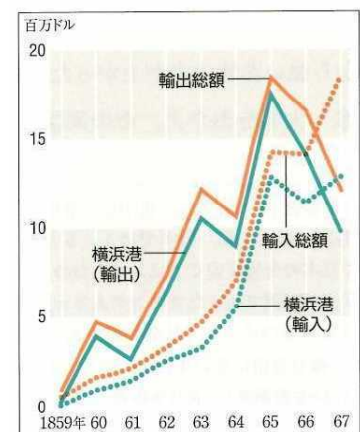
(2) 貿易の開始

① 1859年、横浜・長崎・箱館の三港

→横浜での貿易取扱量、1867年には中国全体の1/5
中国第二位の広州とほぼ同額に

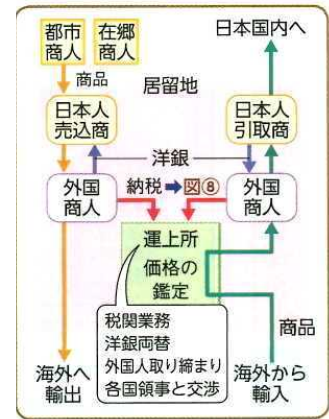
→急速に貿易が伸長・発展=背景にある近世日本の経済の成熟

② 貿易に対応した経済構造が形成される



貿易の発展(『幕末貿易史の研究』より)

大量の売込商が横浜に殺到
 = 蚕地域の在郷商人たちが直接横浜に
 横浜貿易に対応した経済構造の成立
 = 江戸・大坂を経由しない物流
 製糸など輸出産業における工場制手工業への移行

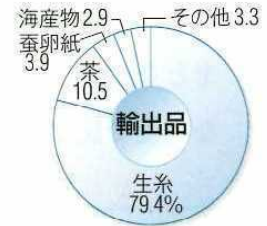


(3) 金銀比価問題

交換レートは、日本では1:5、世界（香港）は1:15
 → 日本と香港を往復するだけで三倍の儲け=大量の金が流出
 → 幕府、万延小判を発行（金の含有率は元の1/3）
 → 通貨大量発行と幕府の収益と強烈なインフレ
 = 消費者とくに武士の生活を直撃する

(4) 幕末の貿易構造

<輸出品>
 絹にかかわる商品が圧倒的。生糸約80%、蚕卵紙3%
 <輸入品>
 イギリス一押し of 工業製品中心→お得意
 1位が毛織物、2位綿織物、5位に綿糸
 3位4位は幕末の政治情勢を背景にして、武器・艦船



主要輸出入品の割合

(5) 貿易が変えた日本の経済

- ① 工業製品(とくに軽工業製品)の輸入から軽工業製品の輸出へ
 → これに対応し工業原料の輸入も増加
- ② 最先端農業・綿花栽培の崩壊・消滅…高コスト低品質

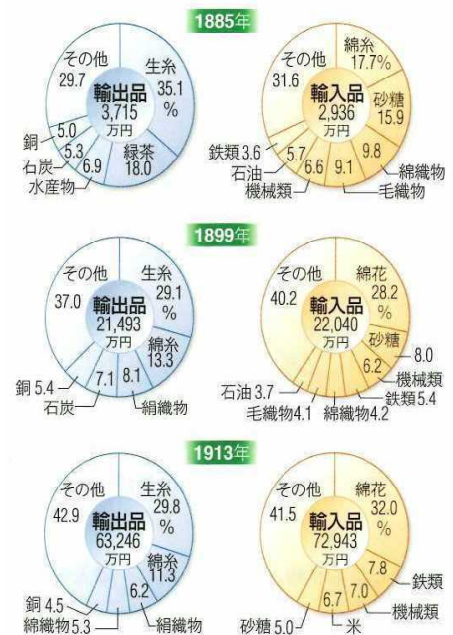
VI、植民地化の危機?

(1) 経済面からみれば「植民地」の危機は小さい

日本=経済原理に従い自動的に貿易が活発化していく。
 <外国側の論理→貿易が好調なときは余計な手出しは不要。
 cf.インド…イギリスが農場を建設、インフラ・流通も整備
 中国…開港場増加・直接買付・買弁が流通網の未整備を補う

(2) 外国勢力による、貿易障害の除去

- ① 1864年の貿易落ち込み=幕府による横浜鎖港方針・五品江戸廻送令強化政策→イギリスなどによる制裁の発動?!
 「下関砲撃事件」「大坂湾侵入」など
 → 改税約書・条約勅許の強要（「彦島領有計画」）
 1868年「江戸城総攻撃」計画



品目別の輸出入の割合（『日本貿易精覧』より）

(3) ロシア船の対馬占拠事件

- ① 文久元(1861)年2月、ロシア軍艦が対馬芋崎に上陸、海軍基地化をはかり、土地租借を要求
- ② イギリス軍艦の派遣と、ロシア政府の命令で退去